

インフルエンザ予防接種費用助成のご案内

今年度もインフルエンザのまん延と重症化を防ぐため、予防接種費用の助成を行います。
インフルエンザ予防接種は個人の選択による接種ですが、当町ではより多くの町民の皆さんが接種されるように、費用の助成を行います。ぜひ、期間内に受診して下さい。

〈場所〉

- 陸別町国民健康保険関寛斎診療所、及び町外の各医療機関

〈期間〉

- 令和9年3月31日（水）までに接種されたもの
※期間外の接種は、助成を受けることができません。
※医療機関により、接種開始日や接種可能日時が異なります。
接種を希望する各医療機関にお問い合わせください。
なお、陸別町国保診療所では10月26日（月）から接種開始を予定しています。

〈費用助成〉

- 費用助成を受けられるのは、裏面の助成対象者です。
- 助成対象者のうち、町外医療機関で接種を希望される方は、償還払いで対応します。
口座振込で償還払いを行いますので、裏面を確認し、必要書類等を持参のうえ、保健福祉センター保健指導担当に申請ください。

〈予約〉

- 診療所は予約制です。直接、診療所にご予約ください（10月16日（金）予約開始）。
- 予診票は診療所にあります。事前に受け取り、予診票の記入をお願いします。
主治医が診療所以外の場合、事前に接種の可否についてご確認をお願いします。

〈その他〉

- 今シーズンのワクチンは3価ワクチンです（A型2種類、B型1種類の混合）。
- 今年度より2歳～18歳（高校生相当）の者を対象に、経鼻弱毒生インフルエンザワクチンでの予防接種（鼻腔内への接種）へ費用助成を開始します。ご不明な点は保健福祉センター保健指導担当（0156-27-8001）にお問い合わせください。
- 予防接種の回数は、生後6ヵ月から13歳未満が2回、13歳以上が1回です。
なお、経鼻弱毒生インフルエンザワクチンの接種回数は、年齢問わず1回です。
- 他の予防接種を行う場合、接種間隔をもうける必要はありません。
- 診療所で接種される方で、お薬手帳をお持ちの方は、接種の際にご持参ください。
- 期間内でもワクチンが無くなった時点で終了となります。あらかじめご了承下さい。

インフルエンザ予防接種の費用助成について

助成内容は次のとおりです。

助成対象者	助成回数 ※1	自己負担額	助成を受けるための 必要書類等
生活保護世帯の者	原則1回	無 料	・生活保護受給世帯 証明願の書類 ※2
町民税非課税世帯の者	原則1回	無 料	・町民税課税状況の 照会の書類 ※3
妊婦	原則1回	無 料	・母子手帳
生後6ヵ月～18歳（高校生相当）の者	13歳未満 2回 13歳以上 原則1回 ※経鼻は年齢問わず1回	無 料	・母子手帳
65歳以上の高齢者	1回	無 料	・マイナンバーカード または資格確認書
60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・ヒト 免疫不全ウイルスによる免疫機能障害等により、 身体障害者手帳1級を所持する者	1回	無 料	・マイナンバーカード または資格確認書 ・身体障害者手帳

※費用助成は口座振込で行いますので、振込先のわかる通帳等をご持参ください。

- 1) 陸別町国民健康保険関寛斎診療所をご利用の場合は、必要書類を提示することで無料で接種ができます。
- 2) 町外の医療機関をご利用の場合は、一度費用を全額お支払い下さい。後日、領収書・予診票（写し可）・印鑑・振込先のわかる通帳・上記必要書類を持参のうえ、保健福祉センター保健指導担当に申請することで、助成が受けられます。ただし、令和9年3月31日（水）までに接種・申請を行う場合に限りです。
（償還払い助成期間 令和9年3月31日（水）まで）
- 3) ※1 助成回数は原則1回ですが、医学的な理由で医師が2回接種を必要と判断する場合があります。その際は、保健福祉センターまでご連絡下さい。
- 4) ※2 生活保護世帯の者については「生活保護受給世帯証明願」を提出して下さい。
なお、書類の発行は保健福祉センター福祉担当で行います（印鑑必要）。
- 5) ※3 町民税非課税世帯の者については、「町民税課税状況の照会」を提出して下さい。
ただし、事前に役場町民課税務担当で照合・確認を済ませて下さい。
（発行無料。印鑑必要。用紙は町民課税務担当に備え付けています。）

〈お問い合わせ〉

ご不明な点がございましたら、保健福祉センター保健指導担当まで、お問い合わせ下さい。
（電話 0156-27-8001）